

# 2024年 運輸安全報告書



埼玉自動車交通株式会社

## 【社長指針】

私たちの最大の使命は、  
旅客輸送の安全の確保と弱者の保護である。

►我々は、貸切バス事業者として、道路運送法第 22 条、  
「輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、  
絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。」  
を信条に車両及び乗務員の管理に最善を尽くすこととする。

## 運輸安全マネジメントに関する取り組みについて

埼玉自動車交通株式会社は、「運輸安全マネジメント」に基づき、社長以下全社員が一丸となって、輸送の安全を確保するために以下の通り取り組んでまいります。

### 1. 輸送の安全に関する基本的な方針

- ① 輸送の安全確保は埼玉自動車交通株式会社の根幹であり、取締役社長は社内における輸送の安全の確保に主導的な役割を果たしてまいります。
- ② 経営トップが率先して安全の声を聞き、社員に安全輸送最優先の意識を徹底します。
- ③ 安全輸送のための PDCA サイクル(計画の策定、実行、チェック、改善)を確実に実行し、改善を確実に実行し、安全対策を隨時見直し、全社員が一丸となって輸送の安全性の向上に努めてまいります。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表いたします。

#### 2024年 輸送の安全確保に関する基本方針

1. 私たち、埼玉自動車交通株式会社一同は、地域社会の一員として、交通ルールを守り思いやりのある運転を心がけます。
2. 私たち、埼玉自動車交通株式会社一同は、お客様の「安全で快適な時間」を提供するため、安全最優先(法定速度、自転車・保護者の保護、シートベルト着用の呼びかけ等)で走行します。
3. 私たち、埼玉自動車交通株式会社一同は安全のための関係法令を遵守とともに、毎日の健康管理をこころがけます。
4. 私たち、埼玉自動車交通株式会社一同は、「交通事故0」を目指します。社内事故・扉事故・衝突事故の撲滅、違法ドラッグの撲滅、また高速道路走行は速度90キロとします。
5. 私たち、埼玉自動車交通株式会社一同は、現在の安全対策に満足せず、全従業員が一丸となり輸送の安全のための継続的改善を進めます。

### 2. 輸送の安全に関する目標〔令和7年度〕およびその達成状況

- ① 交通事故件数を0件にする〔重大事故0件・有責事故0件〕
- ② 飲酒・酒気帯び運転の撲滅
- ③ 車内事故(発進時)、扉事故、追突事故の撲滅  
(事故防止対策を全車にて取り組んでまいります)

◆輸送の安全に関する目標の達成状況〔令和6年度〕

- |                 |        |        |
|-----------------|--------|--------|
| ① 交通事故件数        | 目標 0 件 | 実績 0 件 |
| ② 飲酒・酒気帯び運転     | 目標 0 件 | 実績 0 件 |
| ③ 車内事故、扉事故、追突事故 | 目標 0 件 | 実績 0 件 |

令和6年度年安全目標

- 1 重大事故・交通事故 0 目標
- 2 車両・物損事故 前年比 20% 削減
- 3 速度 高速道路 90/厳守
- 4 乗務員の健康管理の徹底
- 5 危険ドラッグの撲滅
- 6 交通弱者保護

3. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計〔令和6年度〕

重大事故等 0 件 該当なしとなっております。

4. 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統

安全統括管理者 山崎 淳

組織体制については、別紙のとおりです。

緊急時における連絡体制網については、別紙のとおりです。

重大事故時における社内重大事故処理編成表については、別紙のとおりです。

5. 輸送の安全に関する重点施策

- ① 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令および安全管理規定に定められた事項を遵守いたします。
- ② 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めます。
- ③ 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置または予防措置を講じます。
- ④ 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有いたします。
- ⑤ 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを確実に実施いたします。

6. 安全統括管理者の責務

「安全管理体制の推進としての責任と自覚」

- ① 安全管理体制の PDCA
- ② 安全を確保するために必要な仕組みについて、経営トップに提案する。
- ③ 安全統括管理者が、自ら事故防止委員会を主催する。
  - ◆安全統括管理者 山崎 淳 を選任しております。

## 7. 輸送の安全のために講じた措置および講じようとした措置

### ① 運転者教育・研修

乗務員年間教育計画を作成し、計画表に基づいた安全講習会を実施し輸送の安全の確保に向けた意識の向上を図ります。

- ◆ドライブレコーダー映像を活用した教育・指導(四半期に一度以上実施)
- ◆事故災害等想定訓練(1年に1回実施)

- ◆救命救急講習(1年に1回実施)

### ② 適性診断に基づく教育・指導

適性診断【2年ごと】を受診し、診断結果を基に指導、教育を実施し、事故防止に取り組みます。

### ③ 健康管理の取り組み

健康診断【年1回】の受診後には、各乗務員の健康状態の把握と日常業務での健康確認や健康指導を実施いたします。

また、S A S [睡眠時無呼吸症候群] の検査は、対象運転者にスクリーニング検査を実施しております。

### ④ 輸送の安全に関する交通安全運動を実施いたします。

- 春の全国交通安全運動

- 夏の全国交通安全運動

- 秋の全国交通安全運動

- 冬の全国交通安全運動

- 年末年始の輸送の安全総点検実施

※通達等を社内掲示し、乗務員への周知徹底を図り、事故防止運動を実施いたします。

### ⑤ 危険予知訓練への取り組み

運転者のヒヤリ・ハット体験を収集および外部情報をを集め危険予知に努め事故防止に取り組みます。発生した事故の原因を幅広い視点(本人・相手・管理・ハード)で分析して、事故の再発防止に努める。ドライブレコーダーを活用した安全講習会の実施により安全意識の向上に努めます。

### ⑥ 情報伝達・ビジュアルコミュニケーションの確立

「たて・よこの言葉のキャッチボールでトラブル防止」

組織全体として取組みを進めていくためにポジションを明らかに共有する。

社長や安全統括管理者が社員と意見交換をする。

社員が社長へ直接意見を言える環境を整える。

年間安全講習会での意見交換会・安全輸送防止会議を開催

⑦ その他安全に関する取り組み

○デジタルタコメーターG P S搭載・・・・・・全車搭載

○ドライブレコーダー・・・・・・・・全車搭載

○車両の代替

8. 事故・災害等緊急時における報告連絡体制

事故・災害が発生した場合における報告連絡体制は、別紙のとおりです。

9. 輸送の安全に関する教育および研修の計画

別紙、乗務員年間教育予定表のとおりです。

10. 輸送の安全に関する内部監査の結果並びにそれに基づき講じようとする措置

安全統括管理者は、自らまたは自らが指名する者を実施責任者として、安全管理マネジメントの実施状況等を点検するため1年に1回、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を「安全管理の取組状況のチェックリスト」を活用して実施いたします。2025年度下期に実施いたします。

◇運輸安全マネジメントレビューの進歩状況

◇関係法令や安全管理規定の確認

◇安全目標の達成状況

安全への取り組み状況を踏まえ見直しや改善を確認いたします。

昨年度は安全目標達成にて適正であると確認いたしました。

11. 2025年度輸送の安全のための計画

●社長は法令遵守・安全最優先を基本とした安全方針を作成いたします。

●社長は、安全方針を実現するための安全目標を設定いたします。

●輸送の安全に関し、運転士に対し年間教育計画に基づき研修を実施します。

教育時にはヒヤリ・ハット情報やドライブレコーダー映像を活用します。

●社長・取締役・安全統括管理者・運行管理者はNASVA主催安全マネジメントセミナーおよび国交省主催の研修等へ参加します。

●運行管理者は、2年に1回の運行管理者一般講習を受講します。

●整備管理者は、2年に1回の整備管理者講習を受講します。

12. 安全管理規定

別紙、「安全管理規定」2024年 4月15日制定のとおりです。

# ◆緊急時における連絡体制図◆

(重大事故・車両事故・災害・発生時の指示・連絡体制)

